

ドローン運用マニュアルの策定

業務推進部

研究の背景・目的

近年ドローンの普及により事故も多発するようになりました。そのような背景から 2015 年 12 月に航空法が改定され、無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルールが定められました。法律では運用者に飛行および運用のマニュアルの作成が求められています。当所では 2013 年からドローンを用いた藻場の空撮調査に取り組んできたことから、ドローンの飛行/運用マニュアルを策定しました。

研究成果

航空法では(A)地表または水面より 150m 以上の高さの空域、(B)空港周辺の空域、(C)人口集中地区の上空は原則飛行禁止で、飛行させる場合は国土交通大臣の許可が必要です(図 1)。いずれの空域においても①日出から日没の間、②目視の範囲内、③第三者または第三者の建物・車両などとの間に距離(30m)を保つ、④多数の人が集まる催し場の上空は除く、⑤危険物を輸送しない、⑥物を投下しないこととされており、該当する飛行を行う場合は別途、同大臣の承認が必要です(図 2)。海上の船から離発着する場合、飛行経路に他船等がない限り上記③に該当しませんが、陸域で建物等の近くから離発着を行う場合は該当します。許可・承認の申請には運用マニュアルの添付が必要です。申請を必要としない空域であってもマニュアルを遵守し、安全な調査実施に努めています。

波及効果

水産関係研究機関において調査研究にドローンの導入が計画されています。飛行および運用マニュアルを作成する際は当所のマニュアルが参考となると思います。

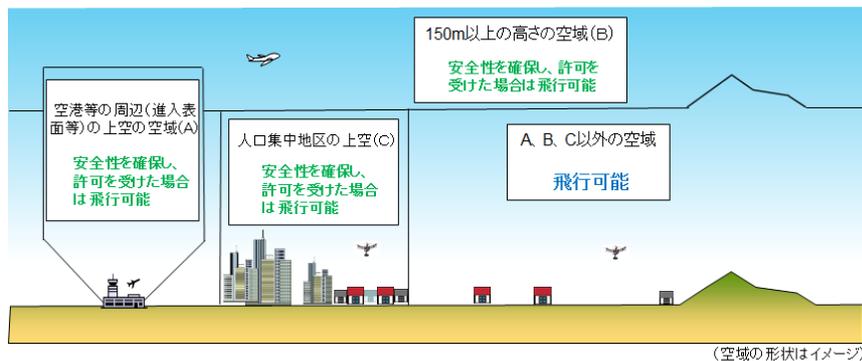


図 1 国土交通大臣の許可が必要(航空局「安全な飛行のためのガイドライン」より引用)

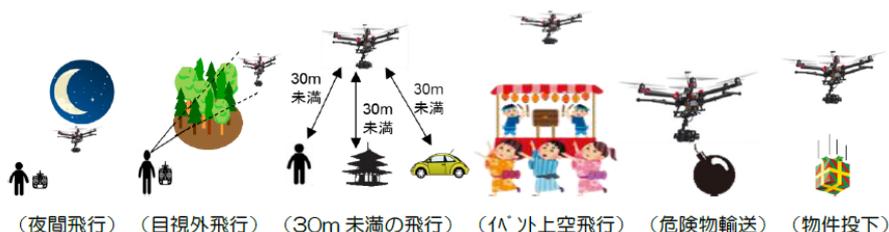


図 2 国土交通大臣の許可が必要(航空局「安全な飛行のためのガイドライン」より引用)

(業務推進課: 森口朗彦)